

次期「おおさか男女共同参画プラン（2026－2030）」の策定に向けて

【参考資料1】
第44回審議会資料
R6.1.24

1 おおさか男女共同参画プランについて

(1) 根拠法令

■男女共同参画社会基本法第14条

⇒都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画（男女共同参画計画）を定めなければならない。

■女性活躍推進法第6条

⇒都道府県は、女性活躍に関する施策の推進計画を定めるよう努めるものとする。

■大阪府男女共同参画推進条例第8条

⇒知事は、計画策定にあたっては、あらかじめ大阪府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。

(2) これまでの男女共同参画施策の歩み

○国及び大阪府の歩み（資料2）

○大阪府の現行プランの概要（資料3）

2 次期プラン策定スケジュールについて

○審議会、部会においてこれから約2年かけて審議し、R7（2025）年8月を目途に知事へ答申（資料4）

○事務局において、答申の内容を踏まえ、次期プランの原案を作成

○R8（2026）年3月頃、次期プラン策定

	大阪府男女共同参画審議会	次期プラン策定の流れ
R5年度	1月24日 第44回審議会【諮問】※部会設置 3月頃 第1回部会	
R6年度	12月頃 第2回部会 1月頃 第45回審議会 2月頃 第3回部会 3月頃 第46回審議会	府民意識調査 現行プラン評価 次期プランの基本的考え方 の検討
R7年度	6月頃 第4回部会 7月頃 第47回審議会【答申案】 8月頃 【答申】 3月頃	・答申案を踏まえ、次期プラン案作成 ・パブリックコメント ・次期プラン策定

3 次期プラン策定に向けた作業

(1) 府民意識調査（案）

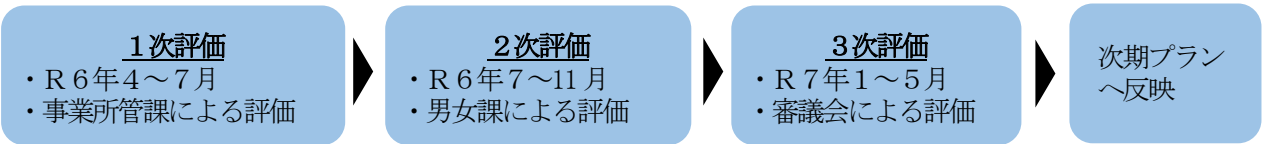
- ・調査会社へ委託して実施予定（R6年度当初予算額：4,500千円）
- ・調査期間はR6年6月～12月を予定。調査概要は以下のとおり。

調査対象	満18歳以上の男女府民
サンプル数	3,500（住民基本台帳から抽出）
調査手法	郵送（回答は郵送かWEBか選択）
設問数	40～50問（回答者の属性についての質問10問を含む）

⇒次期プラン策定に向け、設問の追加・削除を審議会・部会で検討していく。

(2) 現行プランの評価

- ・現行プランの進捗状況については、毎年、関係各課へ照会のうえ、とりまとめて「大阪府の男女共同参画の現状と施策」としてホームページで公開している。
- ・次期プラン策定にあたっては、各施策の検証・評価を以下の3段階で行う。



(3) 次期プランの基本的な考え方の検討

- ・R6年1月24日：知事から審議会へ諮問

「大阪府における新たな男女共同参画計画等の策定に関する基本的な考え方について」

⇒基本的な考え方とは、基本理念、計画期間、数値目標、計画策定の視点、基本的方向性、取り組むべき事項、推進体制等

4 次期プランの全体構成について

○現行プラン及び今後策定される国の第6次計画を踏まえたものにしつつ、現行策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、次期プランを策定。（資料4～6）。